

# 第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

## 第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

( 太 田 川 森 林 計 画 区 )

( 第 一 次 変 更 計 画 書 )

計 画 期 間  $\left[ \begin{array}{l} \text{自 平 成 3 1 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令 和 6 年 3 月 3 1 日} \\ \text{( 変 更 年 月 令 和 2 年 3 月 )} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

## 目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	1
	(1) 保護林の名称及び区域	1
6	レクリエーションの森の名称及び区域	2
8	その他必要な事項	6
	(3) 森林共同施業団地	6

## 第5次国有林野施業実施計画（太田川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

### 【変更事由】

「「国有林野管理経営規程の運用について」等の一部改正について」（平成31年3月28日付林国経第187号林野庁長官通知）による様式変更に伴い一部計画書を変更します。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(3) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第1項第3号に基づいて定める、水源涵養<sup>かん</sup>タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業上類似の取扱いをすべき林分ごとに上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群分類	上限伐採面積	備考
複層林施業	102	複層林Ⅰ群、Ⅱ群
長伐期施業	195	長伐期
通常伐期施業	57	分散伐区Ⅰ群、Ⅱ群

注1:上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積。

注2:備考欄は施業群の細分。

Ⅰ群は過去の施業の取扱いにおいて枝打を計画した、又は実施した箇所。

Ⅱ群はⅠ群以外の箇所。

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

区分	名称	面積	位置(国有林・林小班)	特徴等	備考
希少個体群 保護林	ミヤジマトンボ希少個体群保護林	1,065.93	宮 島 80全～82全 87全～93全	ミヤジマトンボ生息地の保護	
	黒打山スギ・ヒノキ・モミ等遺伝資源希少個体群保護林	16.73	黒 打 山 8ろ	天スギ、ヒノキ、モミ等の天然分布地を保護し林木の遺伝資源の保存	
	恵下谷山スギ・モミ・ツガ遺伝資源希少個体群保護林	14.32	恵下谷山 212に	天スギ、モミ、ツガ等の天然分布地を保護し林木の遺伝資源の保存	
	恵下谷山コウヤマキ希少個体群保護林	1.49	恵下谷山 216へ	広島県では希少なコウヤマキ林分の保護	

区 分	名 称	面 積	位置(国有林・林小班)	特 徴 等	備 考
	榎平山ミズナラ・コナラ希少個体群保護林	224.11	榎平山 223ろ1～ろ3、ほ 224い、ろ 225に 226い、へ、と 228全 229い 川平山 227い、ろ	中国山地の暖帯落葉樹林を代表するミズナラ・コナラ林分の保護	
計	5箇所	1,322.58			

## 6 レクリエーションの森の名称及び区域

レクリエーションの森の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の4の(1)のイ)

(単位: ha)

種類	名 称	面 積	位置(国有林・林小班)及び施業方法	選 定 理 由	既存施設の概要及び施設整備	備 考
自然観察教育林	宇品山自然観察教育林	21.73	宇品山 44は 育成複層林へ導くための施業	市街からも近く、瀬戸内海の眺望景観が素晴らしく、希少な天然、広葉樹林であることから、自然観察教育場として多くの人に利用されている。	既存施設の概要・広場、展望所、車道、トイレ(広島市)	
			宇品山 44い、ろ、に～と 天然生林へ導くための施業			
			宇品山 44ハ 林地以外			
計	1箇所	21.73				
風景林	宮島風景林	1,322.73	宮 島 71ほ 72は、ほ、り、 ろ～か 73り 74ろ～り、ろ、わ 75ろ、に 76い～は、と、 り～ろ、れ 77ろ、に～と、 ろ～か、た 78ほ、へ、ち～か 79は、へ～り 83ろ、へ～ち、ぬ、 ろ 84ろ、ほ～ち	日本三景の一つとして広く内外に知られ、四季を問わず多くの観光客が訪れている。	既存施設の概要 ・遊歩道(広島県) ・歩道、トイレ、防火水槽(廿日市市)	

種類	名称	面積	位置(国有林・林小班)及び施業方法	選定理由	既存施設の概要及び施設整備	備考
風景林	宮島風景林		85ろ、に、ほ、と～ぬ、か 育成複層林へ導くための施業			
			宮島 71い～に、へ～ち 72い、ろ、に、へ～ち、ぬ 73い～ち 74い、ぬ、か 75い、は、ほ 76に～へ、ち、わ～た、そ 77い、は、ち～ぬ、よ、れ、そ 78い～に、と、よ～れ 79い、ろ、に、ほ、ぬ～わ 83い、は～ほ、り、わ～た 84い、は、に、り 85い、は、へ、る、わ 86い、ろ 天然生林へ導くための施業			
			宮島 72イ、74イ 林地以外			
奥三段風景林	29.20	中ノ甲 272ぬ、わ 育成複層林へ導くための施業	特別名勝三段峡に隣接し、溪谷の新緑、紅葉は優れ、多くの人に利用されている。	既存施設なし		
		中ノ甲 272ほ 278と 279へ、ち 天然生林へ導くための施業				
計	2箇所	1,351.93				
自然休養林	恐羅漢峡自然見区風景林(細見峡)	947.77	細見谷 241ろ 十方山 247い、は、に、へ 248い、ろ 249い、ろ、か 263と～り 育成複層林へ導くための施業 間伐：73.06ha	新緑・紅葉、溪谷美を楽しみながらの森林散策、キャンプ、登山、スキー等広く利用されている。	既存施設の概要 ・スキー場、ヒュッテ、ストハウス、トイレ、倉庫、休憩所、歩道(民間) ・スキー場、歩道、林道	

種類	名称	面積	位置(国有林・林小班)及び施業方法	選定理由	既存施設の概要及び施設整備	備考
自然休養林	恐羅漢 細見峡 自然休 養林(細 見峡地 区)風 景ゾ ン		細見谷 241い、は 242全～246全 264全～269全 十方山 247ろ 249は、に 天然生林へ導くた めの施業		(国) ・トイレ、 野営場、歩道 (広島県)	
	恐羅漢 細見峡 自然休 養林(細 見峡地 区)森 スツ ン	3.08	細見谷 241に1、に2 育成複層林へ導く ための施業 間伐：0.36ha			
			細見谷 241ほ1、ほ2 天然生林へ導くた めの施業			
恐羅漢 細見峡 自然休 養林(恐 羅漢地 区)風 景ゾ ン	328.44	十方山 250ろ、ほ、ぬ 254い 255に、ほ 256に、り 257へ 横川 290ぬ 育成複層林へ導く ための施業 間伐：16.88ha				
		十方山 250い 251い 252い 253ろ 256ほ、と、ち 257と～り、わ 258い、は、ち 259ろ、は 260に、ほ 261ほ、へ 262は、に 263い 横川 288へ、と 289よ、た 下山 293は 294に、ほ 295は 297い 298い、と 天然生林へ導くた めの施業				

種類	名称	面積	位置(国有林・林小班)及び施業方法	選 定 理 由	既存施設の概要及び施設整備	備 考
自然休養林	恐羅漢細見峡自然養林(恐羅漢地区)風景ゾーン		十方山 256イ 257イ 下山 294イ 295ロ 297ロ 298イ、ロ 林地以外			
	恐羅漢細見峡自然養林(恐羅漢地区)野外スポーツゾーン	93.86	横 川 289ぬ 育成複層林へ導くための施業			
			横 川 288に 289り、る～か 天然生林へ導くための施業			
			横 川 288イ 289イ 林地以外			
計	1箇所	1,373.15				
合計	4箇所	2,746.81				

注：1 「位置及び施業方法」欄は、主伐、間伐面積を記載。

2 「既存施設の概要及び施設整備」欄については、「既存施設の概要」は整備された代表的な施設の概要で（ ）は管理主体等、「施設整備」は、国が整備を行う施設整備の計画がある場合記載。



## 8 その他必要な事項

### (3) 森林共同施業団地

森林共同施業団地の箇所別の概況は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(3)のウ)

(単位：ha)

名 称	対 象 地 (国有林・林班)		面積	協定の概要
西牛尾山・中尾山地域森林共同施業団地	民		256	協定名：西牛尾山・中尾山地域森林整備推進協定 協定相手方：広島県 効率的な路網の配置と高性能林業機械との組み合わせによる計画的な間伐の実施
	国	中尾山 33～35	213	
平見谷・鶉木山地域森林共同施業団地	民		659	協定名：平見谷・鶉木山地域森林整備推進協定 協定相手方：広島県、広島水源林整備事務所 効率的な路網の配置と高性能林業機械との組み合わせによる計画的な間伐の実施
	国	鶉木山 221、222、 280～283	488	
天徳地域森林共同施業団地	民		407	協定名：天徳地域森林整備推進協定 協定相手方：広島県、広島水源林整備事務所、王子木材緑化株式会社大阪支店米子営業所 効率的な路網の配置と高性能林業機械との組み合わせによる計画的な間伐の実施
	国	黒打山 97～101、104、 105 天 徳 287	617	
合 計	民		1,322	3箇所
	国		1,318	